

雪上レジャー用ヘルメットの検査マニュアル

製品安全協会
制定 平成12年10月17日

目的

本検査マニュアルは、雪上レジャー用ヘルメットの認定基準及び基準確認方法（通商産業大臣承認 平成12・06・20産第2号・平成12年6月27日）の各項目の解釈及び試験方法の詳細を定めることを目的とする。

I. 適用範囲

「スキー、スノーボード等」の「等」には、各種雪上スポーツ、グラススキー等のような類似の滑走競技を含むものとし、転倒時の頭部の保護を目的としたものである。ただし、スノーモービル等の動力車両乗車時に使用するものは適用しないものとする。

II. 安全性品質

1. (1) 認定基準

「堅い突出物など」には、衝撃吸収時に局所的な頭部の圧迫をするおそれがある衝撃吸収ライナー等の角部を含むものとする。

1. (1) 基準確認方法

「触感」には、可動部の移動、帽体の内外表面を押すことなどを含むものとする。

1. (2) 認定基準

「堅い突出物など」とは、衝撃を受けても容易に破壊されないものをいい、金属製の部材などをいう。

1. (3) 認定基準

「傷、割れ、ひび、まくれなど」とは、衝撃を受けた際に割れ等の影響を及ぼすおそれのあるものをいい、表面上の軽微なものは含まないものとする。

1. (3) 基準確認方法

「触感」には、可動部の移動、帽体の内外表面を押すことなどを含むものとする。

1. (4) 基準確認方法

a. あごひも等の保持装置によって確実に頭部に保持できる機構を有していることを確認するものとする。

b. 必要に応じて JIS T8133（乗車用安全帽）5.3.3 人頭模型に規定する適切な人頭模型又は同等の人頭模型に装着し、帽体後頭部位置に上方接線方向に 50 N の力を加え、脱げないことを確認するものとする。

なお、この場合、あごひもで人頭模型に装着する場合は、あご部で直径約 20 mm の丸棒が入るくらいにきつく締めるものとする。他の構造である場合も、同等の締め付け状態とする。

- c. 上記に示される「JIS T8133（乗車用安全帽）」は、特にことわりがない限り、最新版の日本工業規格とする。以下、認定基準、基準確認方法及びこの検査マニュアルにおいて同様とする。

1. (5) 基準確認方法

確認は、JIS T8133（乗車用安全帽）4.13周辺視野によるものとする。ただし、上下の視界の確認は、上方向で L_1 及び L_2 位置、下方向で K_1 及び K_2 位置での上下角が最低限確保されていることを確認するものとする。

1. (8) 基準確認方法

- a. あごひもの幅の測定は、150 N \pm 5 Nの張力下で測定するものとする。
- b. 張力は、あごひもをつないだ状態で最も下方に（長さ方向の中央を基本とする。）重錘等で力を加えるものとする。

2. 基準確認方法

- a. 常温処理を施したヘルメット1個、及び低温処理を施したヘルメット1個の各々に対し、基準確認方法図2に示すような試験範囲を定める。この各ヘルメットに対し、各試験範囲中から任意の試験範囲を検査員が選択するものとする。この任意の試験範囲は、衝撃吸収ライナーが薄い箇所、帽体の曲率が大きい箇所、衝撃吸収ライナーに通気溝等があったりして衝撃吸収性が低いおそれがある箇所などを有する試験範囲とする。

選択された任意の試験範囲中の1箇所（衝撃点）に対して1回の衝撃吸収性試験を行うものとし、同一試験箇所に複数回試験するものではない。選択された任意の試験範囲中で2箇所以上試験する必要がある場合は、JIS T 8133（乗車用安全帽）5.3.4 衝撃点の選択によるものとする。

すなわち、1個のヘルメットで選択される試験範囲は1以上とし、衝撃試験はその試験範囲中から1箇所以上とする。

- b. 試験範囲の下端ラインは、同図2に示す線BCDから20 mm曲面に沿って上方に離れたラインとする。

5. (1) 基準確認方法

「材料明細書」とは、型式申請・更新の際、又はロット認定申請時の添付書類中の主要材料明細でよいものとするが、詳細に記述されていることを確認するものとする。そのため、使用材料が不明な場合、JIS T 8133（乗車用安全帽）:1997 材料試験に規定する方法で確認する必要がある場合などは、公的試験機関、材料メーカー等による明細書（試験成績書を含む。）であることを確認するものとする。

5. (2) 認定基準

「防せい処理」とは、めっき、塗装などが施されていることをいう。

Ⅲ. 表示及び取扱説明書

1. 基準確認方法

表示の消えにくさ及びはがれにくさは、次のとおり確認するものとする。

- a. 接着状態；貼付面が一面にわたって均一に貼付されていること。貼付面にひび（表面

層の切れ) などが無いこと。

- b. 消えにくさ・剥れにくさ；手の指を約 10 N の力で前後に 10 回こすらせ、文字のにじみ、貼付面のずれ、剥れなどが無いこと。
- c. その他；透明な下地のラベルを用いる場合は、文字が製品表面の色彩と同等のものではなく、わかりやすい色彩であること。

1. (3) 基準確認方法

他の本体表示事項とは明確に区別がつく方法で表示されていることを確認すること。

2. (6) 認定基準

ここでいう「プロの選手」には、スキースクール等の教官等の指導員は含まないものとする。

IV. 全体をとおして

認定基準及び基準確認方法に基づいた試験を実施する際に、製品の構造、形態、負荷形式等の関係で疑義が生じた場合は、製品安全協会及び製品安全協会が指定した検査機関との間で協議して対応を決定するものとする。